

豊川市プロモーション動画・豊川市移住PR動画利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊川市プロモーション動画・豊川市移住PR動画（以下「動画」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請者 動画の貸出の申請を行う者をいう。
- (2) 利用者 豊川市から貸出の許可を受け、動画を利用する者をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (4) 貸出 DVD等の記録媒体による貸出又はインターネットを利用して動画ファイルを提供することをいう。
- (5) 市ホームページ 豊川市ホームページのほか豊川市が運営するウェブサイトをいう。

(権利の帰属)

第3条 動画の著作権その他の知的財産権、被写体となる人物の肖像権、パブリシティ権、プライバシー権等の人格権については、豊川市又は当該権利を有する第三者に帰属し、利用者に譲渡されるものではない。

2 利用者は、貸出にあたって認められた利用目的及び利用方法に限り、動画を利用する権利を有する。

(貸出申請)

第4条 申請者は、豊川市の定める手続に従い、市ホームページ上から利用目的、利用方法、貸出期間その他豊川市が求める事項を明示して貸出を申請するものとする。

2 前項に基づく申請があった場合は、豊川市はその許可の可否を判断し、その結果を申請者に対し通知するものとする。なお、豊川市は、貸出を許可しない場合であっても、その理由を開示する義務を負わない。

(貸出の許可)

第5条 動画の貸出は、豊川市が許可した場合に限り行うものとする。

2 豊川市は、次の各号に該当する場合は貸出を許可しない。

- (1) 営利目的又は公益目的以外で利用する場合
- (2) 著作者の名誉又は声望を害する目的又は方法で利用する場合
- (3) 犯罪行為その他公序良俗に反する目的又は方法で利用する場合
- (4) 社会通念上著しく妥当性を欠く目的又は方法で利用する場合
- (5) 申請者又は利用者が暴力団員等である場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、豊川市シティプロモーションの目的に照らして、豊川市がその許可をすることが適当でないと認める場合

(通知)

第6条 申請者は、豊川市に対して提出した情報に誤りがある場合又は変更がある場合は、直ちに豊川市に対し通知するものとする。

2 豊川市から申請者に対する通知は、利用者が提出したメールアドレスに対し行うものとし、豊川市が当該メールアドレス宛に発信した時点において通知が完了したものとみなす。

(禁止事項)

第7条 利用者は、豊川市の許可なく、次のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- (1) 動画の一部又は全部を第三者に貸与又は譲渡すること。
- (2) 動画の一部又は全部を複製、翻訳・変形等の翻案等により利用すること。
- (3) 動画の一部又は全部をウェブサイトや動画配信サイトへの掲載、SNS投稿その他公衆送信をすること。
- (4) 動画の一部又は全部を豊川市の許可を受けた利用目的以外の目的で利用すること。
- (5) 動画の一部又は全部を豊川市の許可を受けた貸出期間を超えて利用すること。

(貸出の停止等)

第8条 豊川市は、利用者が前条の規定に違反し、又は違反するおそれがあると判断した場合は、貸出を停止又は中断し、利用者に動画の削除その他必要な措置（利用条件の変更又は追加を含む。次項において同じ。）を講じることができ、利用者はそれに従うものとする。

2 豊川市は、豊川市の施策等の変更その他やむを得ない事由がある場合は、貸出を停止又は中断し、利用者に動画の削除その他必要な措置を講じることができ、利用者はそれに従うものとする。

3 前2項の規定により貸出を停止又は中断した場合は、豊川市は、利用の停止又は中断を行ったことにより生じた損害について一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、利用者による動画の利用により、豊川市又は第三者に損害が発生した場合は、その一切を賠償するものとする。

(貸出期間終了後の措置)

第10条 動画の貸出期間が終了した場合(豊川市が貸出の停止を通知した場合を含む。)は、利用者は、速やかに貸出を受けた動画の記録媒体を返却し、又は提供を受けた動画のファイルを復元不可能な手段により削除しなければならない。なお、利用者が複製を作成していた場合は複製についても同様に返却又は削除するものとする。

(費用負担)

第11条 動画の利用は、無償とする。

2 動画の貸出及び利用並びに返却又は削除に要する一切の費用は、利用者の負担とする。

(免責等)

第12条 豊川市は、利用者の動画の貸出及び利用に関して利用者に生じた損害について、豊川市に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとする。

2 豊川市は、動画内容の正確性、完全性及び最新性、利用者の特定の利用目的への適合性並びに利用者が利用する態様での適法性を何ら保証しない。

3 利用者は、動画を利用するにあたり、自己の利用目的又は利用方法から第三者の別途の許諾の要否を検討し、必要となる場合は、自己の費用と責任で、第三者からの許諾を得るものとする。

(秘密保持)

第13条 利用者は、動画の利用に当たり豊川市が秘密である旨明示して開示した情報又は性質上秘密として保持すべき情報を豊川市の許可なく第三者に開示せず、また、漏えいしないよう管理するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第14条 利用者は、本要綱の利用者たる地位又は利用者として保有する権利若しくは利用者として負う義務を、第三者に譲渡、移転、担保設定又はその他の処分をしてはならない。

(本要綱の変更)

第15条 豊川市は、本要綱を変更することができる。

2 本要綱の変更後に動画の貸出を受けた場合は、変更後の利用規約に同意したものと

みなす。

- 3 豊川市は、前項の変更に関連して、利用者又は第三者に生じる一切の損害又は紛争について責任を負わない。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、動画の利用に関し必要な事項は、豊川市が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 8 日から施行する。